



遺言書作成にビデオを活用するって 聞きましたが、どういうことですか?



相続をめぐる争いを未然に防ぐため、遺言書と合わせて
相続人の意思を明確に伝える手段の一つです。

遺言書は、民法で様々なルールが決められており、特別方式と普通方式の二つの方式があります。普通方式は更に(1)自筆証書遺言、(2)公正証書遺言、(3)秘密証書遺言の三つに区別されます。(2)については公証人が作成するもので、証人が二人おりますので、本人の意思能力の確認目的でのビデオの活用は少ないでしょう。多くは(1)、(3)と考えられます。

普通方式の遺言書には、民法で①手書き、②押印、③日付、④署名の形式的要件があります。つまり、遺言は紙ベースでないとならず、動画による遺言は「法的には無効」です。しかし、いくら形式的要件が整っている遺言書であっても、後々その遺言の信憑性に疑

義が生じることもあります。例えば、本人が認知症を患っていたのではないかと、無理矢理誰かに書かされたのではないかと、誰か本人以外が書いたのではないかと等です。そこで、遺言書作成と合わせて本人の意思能力の存在・文章に表せない本人の想いを明らかにするために、遺言作成状況のビデオ撮影や遺言書の付言事項を動画で残すことが考えられるわけです。

また、(2)の方式でのビデオ活用は少ないと申し上げましたが、行政書士が公証人との仲立ちをして公正証書遺言を作成する場合の打ち合わせの際、本人の意思や様子を公証人に示すためにビデオを活用することもあります。

ただし、遺言作成状況をビデオ撮影

していたものの裁判所で無効とした事例(平成29年3月22日東京高裁判決)もありますので注意も必要です。

一方、政府は法的効力がある遺言書をインターネット上で作成保管できる制度の創設を現在検討しています。署名押印に代わる本人確認手段や改ざん防止の仕組みを作る等、デジタル社会で使いやすい遺言制度の導入により、円滑な相続手続きが行われることを目指しています。デジタル遺言になれば遺言作成のハードルは下がるでしょう。しかし、遺言内容についての重要性はデジタルでも紙でも変わりません。想いを伝えるための工夫の一つにビデオの活用は有効と考えられます。

(行政書士 半田 直子)

定期的に遺言相続セミナーを市民センター等で開催。
希望者の方には無料相続相談会も開催しています。
日時、内容等、下記の事務所にお問合せ下さい!

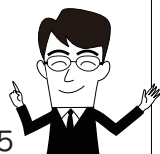


野田市山崎

行政書士 飯田法務経営事務所

行政書士 飯田 利治

〒278-0022
野田市山崎 2635-7
H・MレジデンスA棟 315
電話：050-3748-0168
FAX：050-3588-8093
<https://tiida168.jimdofree.com>



松戸市大谷口

行政書士半田事務所

行政書士 半田 直子

〒270-0005
松戸市大谷口 265-1-409
電話：047-705-9088
FAX：047-705-9088
<https://handa-office.jimdofree.com>



松戸市馬橋

たかた行政書士事務所

行政書士 高田 哲朗

〒271-0051
松戸市馬橋 2422-1
ジュンパレス 305
電話：050-3743-5844
FAX：050-3457-7090
<https://office-takata.jp>



死後事務委任契約と遺言書、 違いを教えてください。



2つの書類は、その内容と目的が違います！

死後事務委任契約とは、自身が亡くなった後の事務手続きを、第三者に委任する契約です。例えば、生前に何らかのサービスを契約していた場合、死後は自身で解約ができません。このような自身の死後に行うべき事務手続きを、生前において第三者に依頼する契約です。

死後事務委任契約は、死後委任事務の内容に関する打ち合わせを行った後に、実際の締結を行います。契約書の作成が難しいと感じる人は、行政書士等の専門家へ相談しながら進めるとよいでしょう。

よく見られる死後事務委任契約の主

な内容は、「自治体、金融機関などへの届出」、「葬儀関係」、「遺品整理」、「各種費用の精算」、「親族等への連絡」などがあります。

このように、「死後事務委任契約」は、亡くなった後の身辺整理や手続きを第三者に依頼するための文書になります。

次に遺言書とは、遺言者が財産の承継者を指定し、法的な効力を持つ文書のことです。遺言書には、「自筆証書遺言」「公正証書遺言」「秘密証書遺言」の3種類があり、それぞれ作成方法や性質が異なります。どの遺言書も要件を満たせば法的に有効となります。

自筆証書遺言は、遺言者が自分で作成

する遺言書です。費用もかからず手軽に作成できる反面、要件を満たさず無効になるケースもあるため注意が必要です。

公正証書遺言は、専門家を交えて作成する遺言書です。遺言者は公証役場の公証人に遺言内容を伝え、公証人によって遺言書が作成されるため確実な効力を有しています。ただし、費用がかかります。

秘密証書遺言は、自筆証書遺言と公正証書遺言双方の性質を持っています。自筆で作成し封緘するまでは自筆証書遺言と変わりませんが、公証役場に持ち込み、公証人と証人2人へ遺言書を提出します。ただし、内容のチェックは行われません。

このように、それぞれの種類の遺言書にはメリットとデメリットがあります。

死後事務委任契約書、遺言書を作成するためには専門的な知識が必要です。まずは行政書士等の専門家へのご相談をおすすめします。

(行政書士兼 FP 飯田 利治)

アメリカの財産の相続に、 注意すべき点がありますか？



特に注意しておきたいのは、相続手続に
裁判所が関与するケースです。

アメリカで所有されている財産の相続手続について、日本と違う点についてのご質問ですね。

アメリカなどの英米法の国では、相続手続に裁判所が関与するケースがあります。これをプロベイトと呼ぶのですが、特に注意しておきたいので簡単にご説明しておきます。

プロベイトにおいては、被相続人の財産は、独立した人格を持つ遺産財団となります。清算手続きは、裁判所から任命される人格代表者が、①遺言がある場合には遺産執行者、②遺言がない場合には遺産管理人として行います。遺言書の有効性の確認や

相続人の確定、債権者への公告、債務の清算、相続税の支払い、相続人への相続財産の分配など、裁判所の管理下で人格代表者が行っていきます。手続きに1年から数年かかる場合があるようなので、注意が必要です。

また日本と違って遺言書の内容や相続人の情報などが公開されます。相続財産の利用や処分が制限されることもあるようです。

このプロベイトについては、一定額以下の少額財産であれば適用されないこともあると言われています。相続人の住所や被相続人との続柄な

どを記載して、相続人の署名（公証を受けたもの）のある宣誓供述書の対応で済むケースもあるようです。

プロベイトだけでなく、相続税や遺言書等にも注意が必要です。

アメリカの相続税は州法によって異なりますが、基礎控除は約10億円とされています。

アメリカの法律で遺言書を作成している場合、遺言書が有効になるかどうかは州法によって異なるため、その州法に従って作成する必要があります。また日本における遺留分侵害額請求権という制度がないので、遺言書通りに分配されることとなります。

海外が関わる相続を国際相続あるいは涉外相続と呼んだりしますが、このようにかなり専門的な知識と経験が必要になってきますので、詳しい専門家に相談されることをおすすめします。

(行政書士兼 FP 高田 哲朗)